

野 外 焼 却 禁 止

廃棄物の野外焼却は、法律や条例により禁止されています。

一部例外もありますが、その場合でも近所の迷惑になる場合には中止してください。

- ・ 農林業を営むためにやむを得ない焼却
- ・ 宗教上または風俗慣習上の行事のための焼却
- ・ たき火など軽微な焼却

《罰則》 廃棄物を違法に野外焼却した者

…………… 5年以下の懲役または1千万円以下の罰金
(法人に対しては3億円以下の罰金)



問合せ 秩父環境管理事務所
町民生活課環境衛生担当

☎23-1511

☎62-1232

木造住宅 耐震診断費用の一部助成



対象となる住宅

町内に存する平屋または2階建ての木造住宅
(昭和56年5月31日以前に着工されたもの)

対象となる耐震診断

「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断方法により、
地震に対する安全性の診断を行うもの。

補助金額

耐震診断費用の2分の1(上限5万円)

※詳しくは、下記までお問い合わせください。

問合せ 建設課管理都市計画担当

☎62-1463



浄化槽をお使いの方は、**法定**

年1回 定期水質検査の受検が必要です!

浄化槽はトイレなどから出た汚水を微生物の働きにより、きれいにして放流する設備です。

浄化槽をお使いの方は①「保守点検」、②「清掃」とは別に年1回の③「定期水質検査」の受検が法律により義務付けられています。

①「保守点検」とは、年3～4回、機器の点検・調整や消毒薬の補充を行うことです。

②「清掃」は、年1回、浄化槽の内部にたまった固形物などを引き抜くことです。

③「定期水質検査」は、年1回、浄化槽からの放流水などをチェックして浄化槽が十分浄化機能を発揮しているかを検査するものです。検査結果は、使用されている方や保守点検業者に通知され、日常の維持管理に活かされます。

現在、家庭からの生活排水が川の汚濁原因の7割以上を占めています。浄化槽を安心して使い、地域の水環境を良好に保つために、浄化槽を使用されている方は、必ず定期水質検査を受けるようにしましょう。

定期水質検査を受けていない方は、(社)埼玉県浄化槽協会に連絡して検査の手続きをしてください。

●定期水質検査の手数料(非課税) …………… 10人槽以下(家庭用浄化槽) 5,000円

問合せ (社)埼玉県浄化槽協会法定検査部 ☎048-533-4700